

# 南越前町地域公共交通計画

【概要版】

## ◇地域公共交通の将来目標

### 地域をつなぎ、人とまちを元気にする

人口減少・少子高齢化が進行しているなかで、地域公共交通の利用低迷と町の財政負担増加といった悪循環を断ち切るとともに、家族等による送迎の負担低減を図るために、総合的な施策展開による公共交通の機能強化と住民の積極的な利用が必要となっています。

町が運行するバスを誰もが利用可能なコミュニティバスとして機能強化を図り、公共施設が多く立地する南条へのアクセス性の向上、町内外における地域間移動の利便性向上を図ることによって、住民が元気に暮らし続けることができる環境づくりを推進します。

誰もが安全に外出できる足（交通手段）の確保は、高齢になっても安心して暮らせ、精神的・肉体的な健康の増進にもつながります。住民・事業所（商店、企業など）・行政が連携して地域公共交通を育て、住民が地域公共交通を利用して街に出かけることによる地域活性化を促進します。

地域公共交通の運行目的

#### ～ 住民の生活を支える移動手段の確保 ～

- 朝夕の“通勤・通学”、日中の“通院・買物”のための移動手段の確保
- 町内各地域間の移動手段の確保および町外へ移動するための鉄道駅との接続

## ◇将来目標を実現するための基本方針

### 方針1：各地域の事情に配慮しつつ公平で誰もが利用できるバス運行を実施

町が運行する3地域のバスは、誰もが様々な目的（通院・買物など）に利用できる**コミュニティバス**として運行します。  
利用実態を踏まえた**効率的な運行サービス水準（運行日数、便数）を設定**するとともに、**3地域の運行サービス水準を可能な範囲で平準化**します。

### 方針2：運行を持続できるように効率的なバス運行と継続的な改善を実施

隣接市町へ移動するための広域幹線交通機関であるJR北陸本線と福鉄バスとの連携を維持します。  
**バス路線が重複する場合は、利用者が多いバスの運行内容を主とするバスに1本化（統合）**します。  
**社会実験時に運行基準（路線維持のためのルール）を定め、利用状況や住民意向に基づく運行改善を継続的に実施して路線維持**に努めます。  
受益者負担の原則、ならびに将来にわたり持続可能な交通手段とするために、**利用者に応分の負担**を求めます。

### 方針3：利用者ニーズに応じた利便性の向上と利用促進策を展開

JR北陸本線および福鉄バスと競合しない範囲で、**3地域間を連絡する新たなバスを運行**します。  
住民に「利用してみよう、外出しよう」と思ってもらえる**付加サービスの提供**を図ります。

### 方針4：地域自らが地域公共交通を守り育む環境づくりを支援

これまでの公共交通の利用促進に向けた啓発活動に加えて、地域の公共交通を守るために住民が地域の公共交通を自らの力で維持し育てていく**意識の醸成を支援**します。

## ◇運行内容見直しの方針

### 1. 将来の運行サービス水準

住民が住み慣れた地域でマイカーに頼らずに暮らし続けることができる移動手段（地域公共交通）を持続するため、**効率的な運行により1便あたりの利用者が多い南条地域の運行サービス水準を基本**とし、住民の利便性とコストのバランスに配慮した運行サービス水準を設定します。

#### 【目指すサービス水準】

- ① 事前登録などを必要とせず誰もが利用できるバスを運行（電話予約運行を除く）  
⇒ 3地域のバス（福祉バス・診療バスなど）を**コミュニティバスに機能統一**（将来的には観光客のニーズに対応できる運行内容を検討）
- ② 送迎をお願いできる家族や知人が仕事などで不在の可能性が高い日の移動手段を確保  
⇒ **平日に運行**（土・日・祝日は地域ニーズに応じて検討）
- ③ 住民が買い物や通院などの日常生活を営む上で必要な便数を確保  
⇒ **週2日以上、午前・午後に各2便（計2往復）以上を運行**（利用者が少ない場合には曜日限定など地域ニーズに応じて検討）
- ④ 通勤・通学に利用できるバスを運行  
⇒ **平日は毎日、朝夕に各1便（計1往復）運行**（JR北陸本線との接続に配慮した運行時間の設定）
- ⑤ 河野地域・南条地域・今庄地域を連絡する地域間連絡バスを運行  
⇒ **午前・午後に各1便（計1往復）以上を運行**
- ⑥ 受益者負担の原則を踏まえ、運行者・利用者の双方に過大な負担がかからない運賃を徴収  
⇒ **100円/回を徴収**（福鉄バス利用の場合を除く）
- ⑦ 利用ニーズが多い施設でのバス停の設置  
⇒ **主要施設（駅、診療所、役場（総合事務所）、商店街・主要商業施設）にバス停を設置**（利用者が多いバス停では既存の公共施設を活用したバス待ち環境の充実）

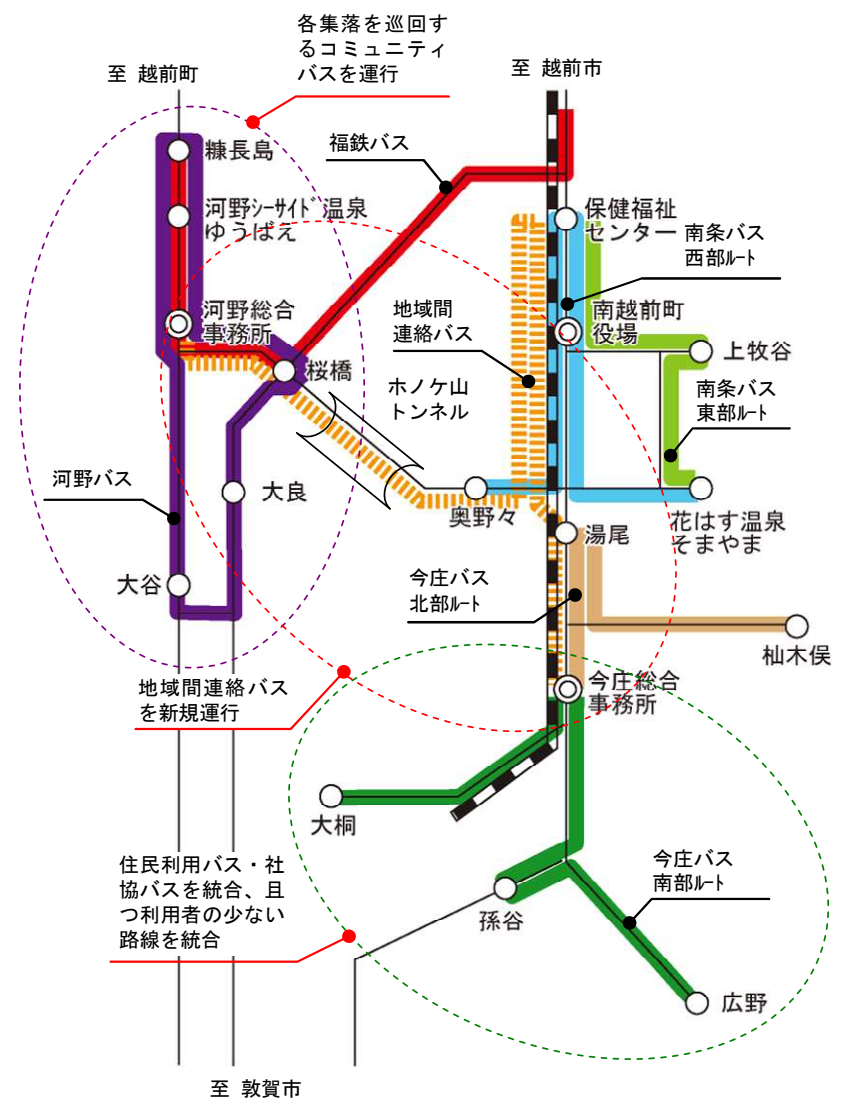
### 2. 将来の運行路線

住民が通勤・通学や日中の買物・通院などの目的で集落から日常生活に不可欠な施設へ移動するための手段を確保するため、**各集落と生活圏内の駅、診療所、役場（総合事務所）、商店街・主要商業施設を結ぶ路線を基本**とし、住民の利便性とコストのバランスに配慮した運行路線を設定します。

#### 【目指す運行体系】

- ① 各集落の住民が利用できるバスを運行  
⇒ 河野地域において、**診療所バスをコミュニティバス化**して各集落を巡回
- ② 路線が重複しているバスを統合して乗合乗車による効率的なバスを運行  
⇒ 今庄地域において、**住民利用バス・社協バスを統合、且つ利用者の少ない路線を統合**
- ③ 河野地域・南条地域・今庄地域を連絡する地域間連絡バスを運行  
⇒ 今庄・河野の**各総合事務所から公共施設が立地している南越前町役場周辺へ運行**

〈将来の運行体系のイメージ〉



## ◇将来目標を見据えた社会実験など

### (1) 南条地域

朝夕における通勤・通学バスの試験運行の必要性を検討する基礎資料とするため、利用が期待できる学生・高齢者および鉄道利用者に対してアンケート調査を実施します。

アンケート調査の結果から、新たな通勤・通学バスの利用人数の想定、現在の今庄住民利用バス（今庄駅 7:00 頃着、18:15 頃発）と同等な JR 北陸本線との接続に配慮した運行が可能かを検討して、試験運行の必要性を判断します。

### (2) 今庄地域

#### ①地域間連絡バス

平成 27 年度以降の地域間連絡バスとしての本格運行に向けて、関係団体や地元住民との意見交換会で運行内容を検討した上で試験運行（平成 25 年～26 年度）を始めます。

初年度（平成 25 年度）は、利用者の混乱を避けるために現在の運行ダイヤを変更せず、運行できる時間帯での試験運行を行います。なお、運行する路線や運行頻度、乗り継ぎの有無ならびに利用料金については、意見交換会での意見を踏まえて決定します。

平成 26 年度以降は、利用人数に応じた効率的な運行方法への見直し、利用者意向に基づいた待ち時間短縮のためのダイヤ調整などを実施します。

#### ②(仮称)今庄バス

平成 27 年度以降の本格運行に向けて、地元住民との意見交換会を開催して、運行内容の検討を行ないます。

検討する運行内容は、運行路線については北部（宅良湯尾線）と南部（広野孫谷線・大桐線）の 2 ルート、運行経路は現在の今庄住民利用バス、運行本数（通勤通学便を除く）は今庄診療所の診察が午前のみである木曜日を除く平日で、週 2 日・4 便/日の運行を基本とします。

運行ダイヤは、利用者が多い社協バスや今庄診療所の診察時間を尊重します。

### (3) 河野地域

平成 25 年度からコミュニティバスの試験運行を始め、利用状況や利用者意向に基づいて課題の明確化と解決のための見直しを逐次実施します。

運行本数は、誰もが利用できるコミュニティバスとして、平日（毎日）・4 便/日の運行で開始しますが、利用者が少ない場合には減便します。また、土・日・祝日の運行は、地域ニーズに応じて検討します。

なお、大谷・大良集落からの通勤通学便については、これまでの利用実績から判断して廃止します。

## ◇利便性向上と意識啓発

### 1. バス利用に不慣れな方への周知と利用支援

#### (1) 意見交換会や情報発信の実施（住民や企業にバスを知っていただきます）

主な取り組み：意見交換会（地元説明会）の開催／広報「南えちぜん」への記事掲載／南越前町ケーブルテレビによる情報発信

#### (2) 無料運行日などの実施（バスを一度利用してみようと思う環境を整えます）

主な取り組み：「お試し乗車券」の配布／「特定日の無料運行」の実施（利用状況をみて判断）

#### (3) 運行パンフレットなどの充実（分かりやすく運行情報を提供します）

主な取り組み：利用しやすい運行パンフレットの作成／「マイ時刻表」の作成・提供

### 2. 地域に親しまれるバス環境の創出

#### (1) 愛称などの募集（バスの知名度や愛着を高めます）

主な取り組み：「バスの愛称」の募集／「バスの車体デザイン」の募集（車両購入を行なう場合）

#### (2) 車内掲示板の設置（地域の生活関連情報を提供します）

主な取り組み：地域情報掲示板（コミュニティボード）の設置／商店などの有料広告の車内掲示

#### (3) イベントなどの実施（楽しく利用できる環境を提供します）

主な取り組み：車内での児童絵画展や装飾の実施／参加型イベントを開催／地域の各種団体などに対する啓発・支援

### 3. 商店・事業所や各種団体との連携による利用促進

#### (1) 付加サービスの検討（バス利用者と商店がともに利得を享受できる環境づくりを支援します）

主な取り組み：各商店での独自サービスの提供／商店などの有料広告の車内掲示【再掲】／時刻表の広告掲示／バス停の設置

#### (2) 1日フリー乗車切符の検討（地域間交流と地域活性化を支援します）

主な取り組み：「1日フリー乗車切符」の発行／「観光1日フリー乗車切符」の発行（将来の検討事項）

### 4. 地域で公共交通を支える仕組みづくりの推進

#### (1) かしこいクルマの使い方を考える意識啓発（公共交通の利用意識を向上します）

主な取り組み：モビリティ・マネジメントの推進／町職員による率先的なバス利用の推進／住民へのバス利用（通勤通学）を働きかけ（通勤通学便が運行する場合）

#### (2) 地元住民などへの支援（地域のバス運行に対する熱意を支援します）

主な取り組み：ボランティア団体の育成／地域団体に対する支援

### 5. 運賃補助制度の維持・充実

#### (1) 運転免許自主返納者に対する支援充実（高齢者の安全確保と移動を支援します）

主な取り組み：運転免許自主返納者に対する支援

#### (2) 若い世代の移動手段の確保（児童・生徒の移動を支援します）

主な取り組み：高校生の通学に対する支援の継続（河野地区）／夏季限定定期乗車券の販売（小中高生）

#### (3) 河野地区の運賃差額補助制度の維持（都市部への移動を支援します）

主な取り組み：運賃差額補助制度の維持（河野地区）

## ◇実現化に向けて

### 1. 総合的な連携による施策の具体化

地域公共交通施策の実現は、他分野（まちづくり、福祉、商業活性化など）の施策と一体的に取り組むことで効果を発揮するものもあり、庁内関係課のみならず、国や県ならびに周辺市町と緊密に連携しながら、将来のまちづくりを見据えた事業を展開していきます。

さらに、住民・企業と行政が協働して交通まちづくりを推進するという観点に立ち、沿線住民や商店街・企業などからの支援や協力を得て、持続可能な公共交通としての維持や利用促進に努めます。

### 2. 計画の進捗管理や見直しの実施

町が運行するコミュニティバスは、住民の生活を支える“健康保険制度（自己負担割合 1～3 割）”と同様な位置づけと考え、公共サービス（バスの便数や料金など）と町の財政（住民 1 人当たりの負担金）とのバランスを考慮しながら、継続的な運行内容の工夫や啓発活動に努め、本計画の目標年次や上位計画の改訂に合わせて計画の見直しを実施します。

事業内容については、国の制度の変更や社会経済状況の変化、住民ニーズなどを勘案しつつ、乗降調査や町民アンケート調査などを定期的実施してデータを収集・分析し、「南越前町地域公共交通会議」によって進捗状況や効果を定量的・客観的に評価して見直しを行ないます。

なお、地域間連絡バスなどの本格運行化の有無、ならびに利用者数が少ない路線・便の運行停止の有無は、「目標指標」を踏まえつつ、地域住民や関係団体との協議を経て決定します。